

第1回五島市水道事業経営検討委員会 資料

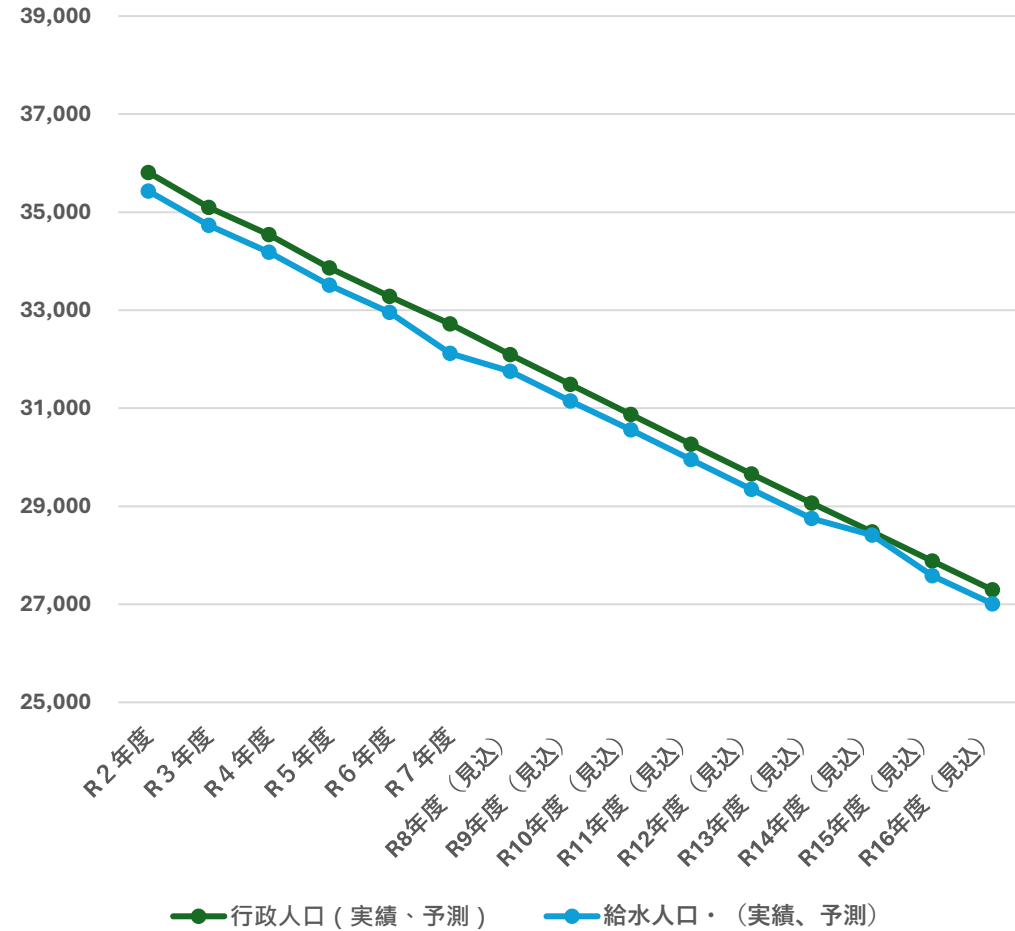
意見交換会（5/14）の説明の概要

- 給水区域、施設（浄水場） ⇒ 維持管理の必要性
- 管路の経年化 ⇒ 計画的に更新を行う必要性
- 水道事業の収支収支の仕組み（収益的収支と資本的収支）〈収入〉人口減少による料金収入の減、〈支出〉物価の高騰、漏水による修繕の増、改良工事費用の確保
- 今後の内部留保資金の減少 ⇒ 経営への影響（予算の不確定により計画通りの事業が行えない）

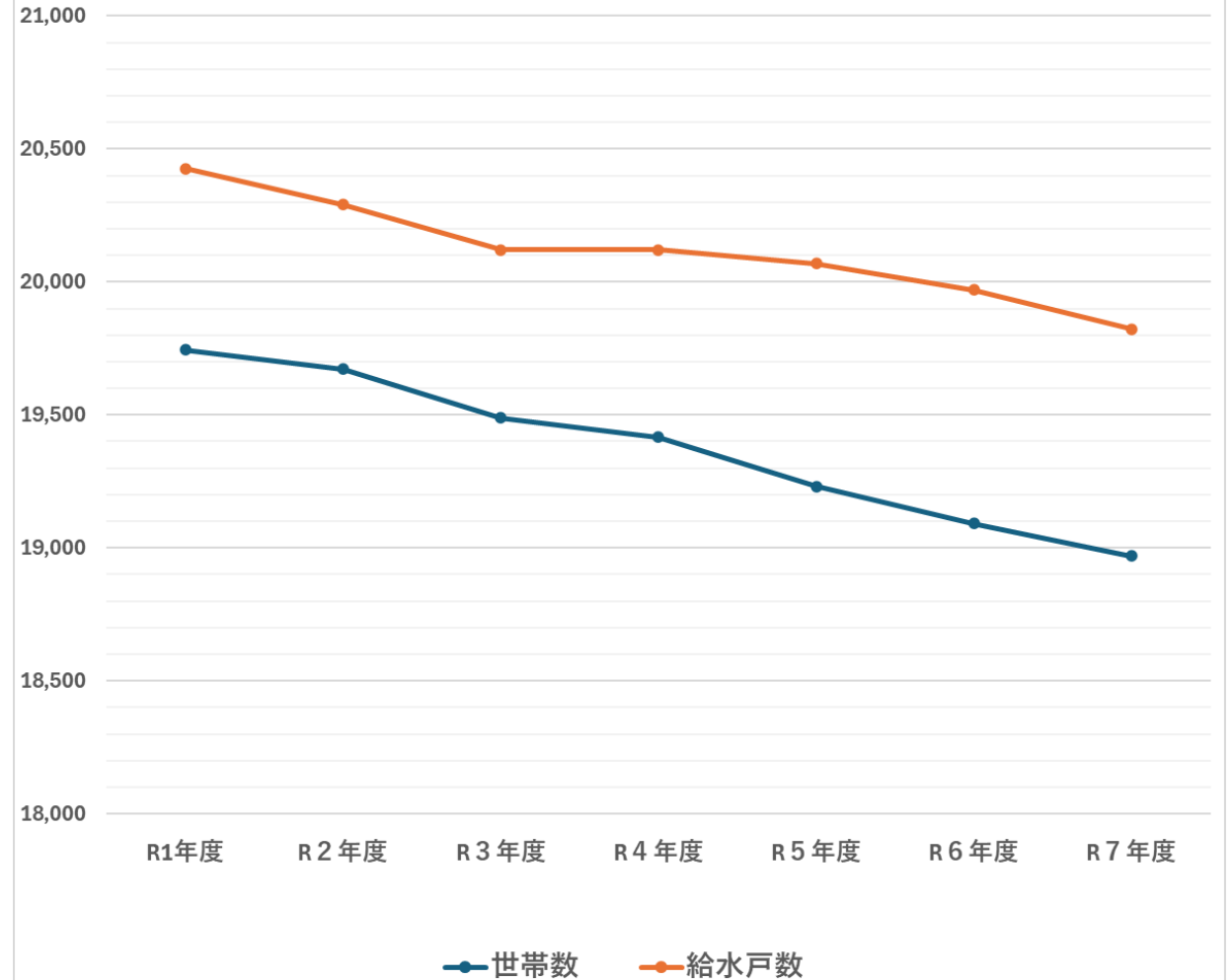
人口と料金収入の推移 ①

行政人口及び給水人口の推移（人）

単位：百



世帯数・給水戸数の推移



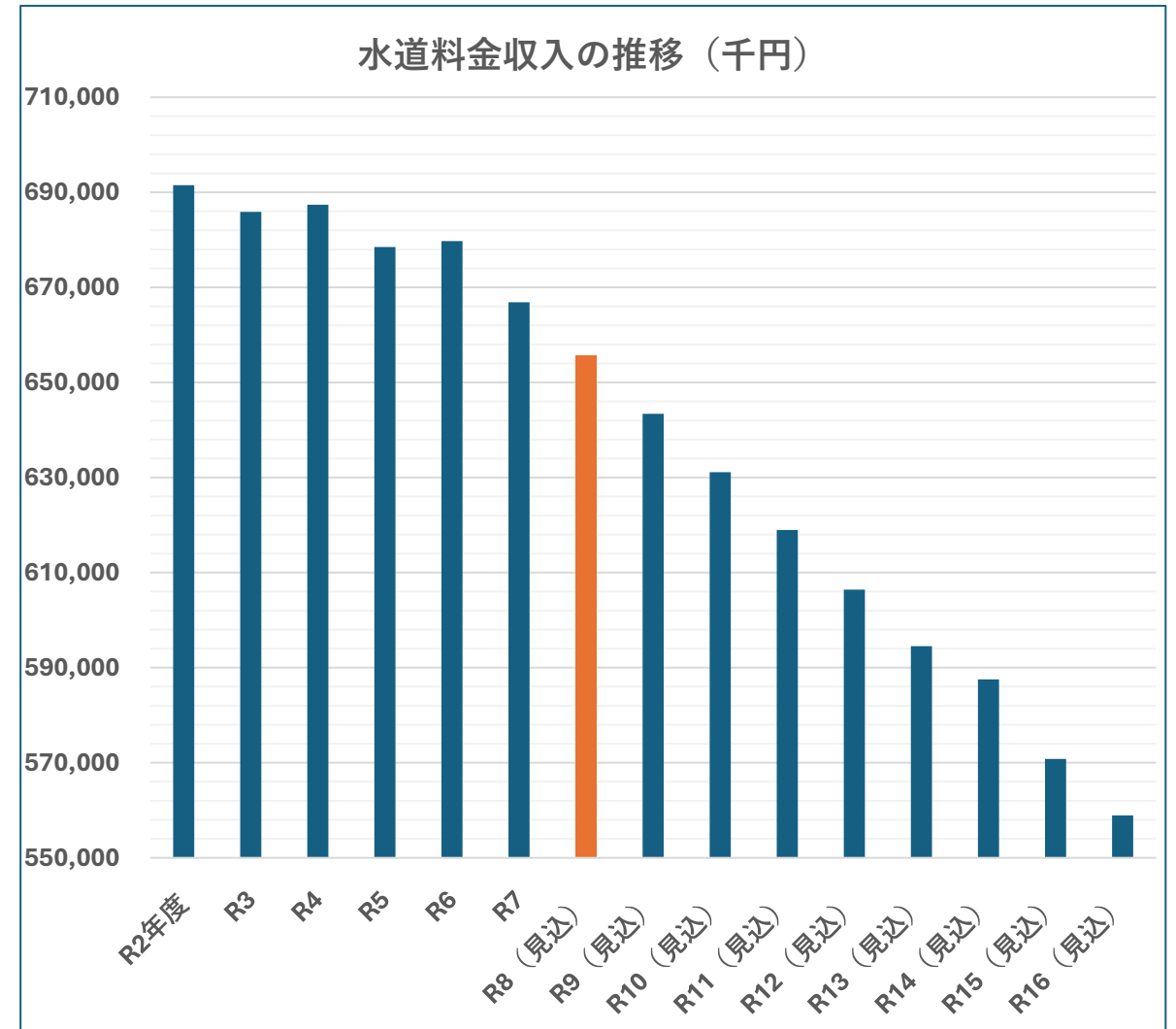
人口と料金収入の推移 ②

年度	料金収入（千円）
R2	691,511
R3	685,877
R4	687,374
R5	678,499
R6	679,747
R7	666,887
R8	655,589
R9	643,391
R10	631,115
R11	618,974
R12	606,411
R13	594,498
R14	587,509
R15	570,794
R16	558,882

実績

見込み

R16にはR7と比較し、
約1億円減少の見通し



水道事業の経営 ①

3条 収益的収支

収入	料金収入	その他の収入	長期前受金
支出	運用費用（人件費、管理費など）	減価償却費	純利益

補てん財源 （内部留保資金）

前年度からの財源	減価償却費（長期前受金分控除）	純利益
----------	-----------------	-----

4条 資本的収支

収入	企業債（借入金）	補助金（国・県）	工事負担金	不足額
支出	建設改良費	借入金の償還金		

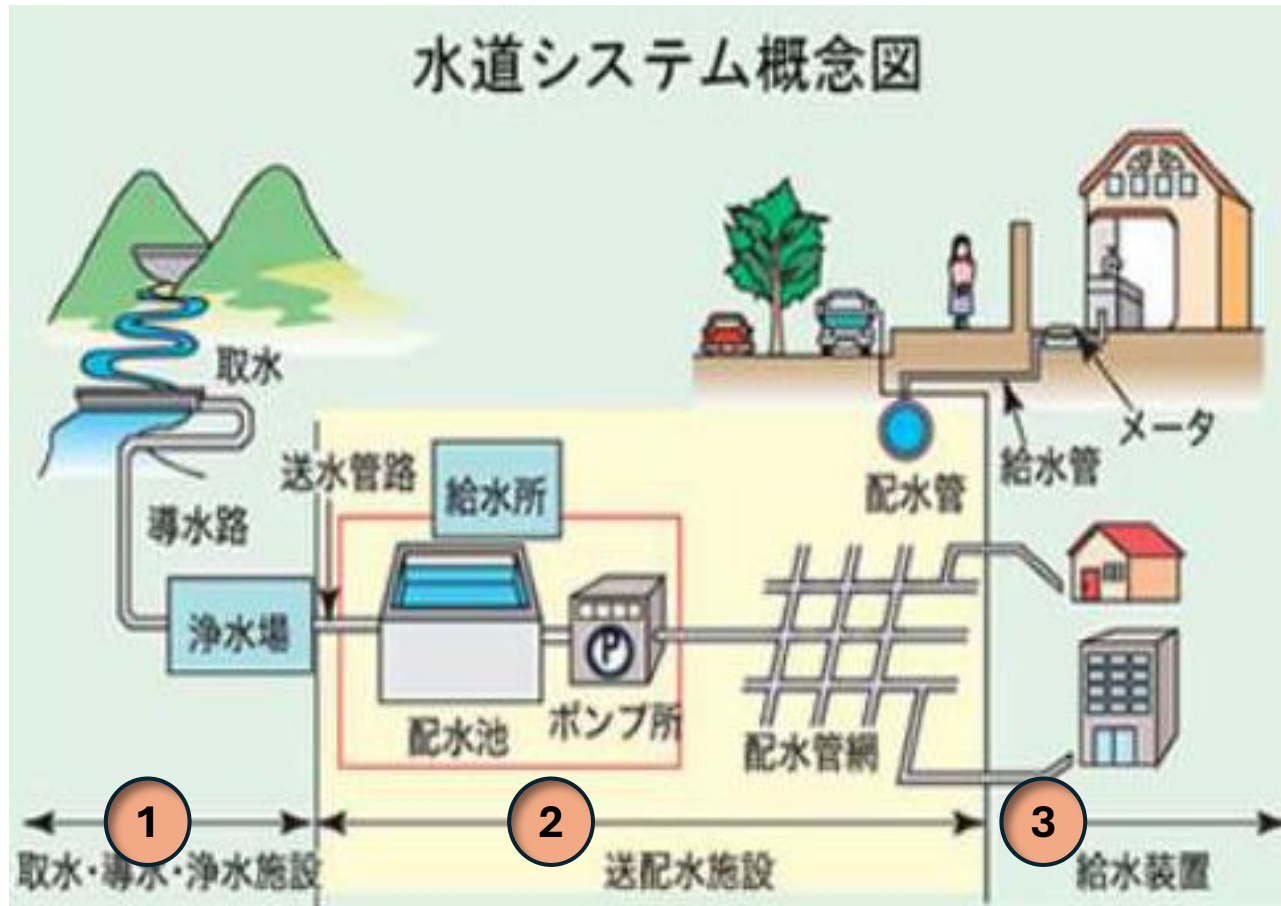
・減価償却費は、会計上、施設の耐用年数で割った金額を毎年計上するが、実際の現金の支出はない。このため4条の不足分に補填財源に充てることができる。

水道事業の経営 ②

単位：百万円

			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）	R12（見込）
収益的 収 支 （ 税 抜 ）	収 入	水道料金	691	686	687	678	680	667	649	637	624	613	600
		一般会計繰入金	47	20	22	17	31	26					
		手数料・利子	2	2	2	2	2	2	35	35	35	35	35
		その他	10	9	9	15	13	6					
		長期前受金戻入等	325	289	305	236	222	204	209	206	203	200	197
		計	1,075	1,006	1,025	948	948	905	893	878	862	848	832
	支 出	人件費	159	162	161	167	170	170	181	184	188	192	196
		支払利息	64	56	49	42	38	37	40	42	44	44	43
		維持管理費	191	173	155	143	163	231	227	232	237	241	246
		その他	9	7	45	49	52	9	10	10	10	11	11
		減価償却費等	595	544	568	478	463	450	447	449	451	452	454
		計	1,018	942	978	879	886	897	905	917	930	940	950
	純利益		57	64	47	69	62	8	-11	-39	-67	-92	-118
資本的 収 支 （ 税 込 ）	収 入	企業債借入金	79	22	81	242	306	129	199	208	75	75	75
		一般会計繰入金	366	95	102	83	67	64	83	83	83	83	83
		国庫補助金	0	0	23	58	85	25	125	125	125	125	125
		負担金	3	4	0	22	5	2	7	7	7	7	7
		計	448	121	206	405	463	220	414	424	290	290	290
	支 出	建設改良費	217	98	210	410	494	280	374	374	374	374	374
		企業債元金償還金	358	354	358	324	287	266	242	230	217	204	191
		その他	1	8	1	4	1	2	23	23	23	23	23
		計	576	460	569	738	781	548	641	628	615	603	590
	資本的収支差引		-128	-339	-363	-333	-318	-328	-227	-204	-325	-313	-300

水道事業の経営（施設ごとの費用※3条分） ③



浄水場：33

配水池：55

※窓口事務等
含む

- ①川などから水をくみ上げ、安全な水を作る費用
- ②家庭まで届けるための費用
- ③メーターの確認、料金の徴収、窓口業務そのほかの費用

●各施設に関する主な費用（上水）

R7実績 （単位：百万円）

①の施設

動力費	41	取水時
修繕	8	施設維持修繕
薬品	6	浄水場用
委託料	13	管理業務、水質検査等
材料費	20	ろ過、水質維持用
人件費	30	

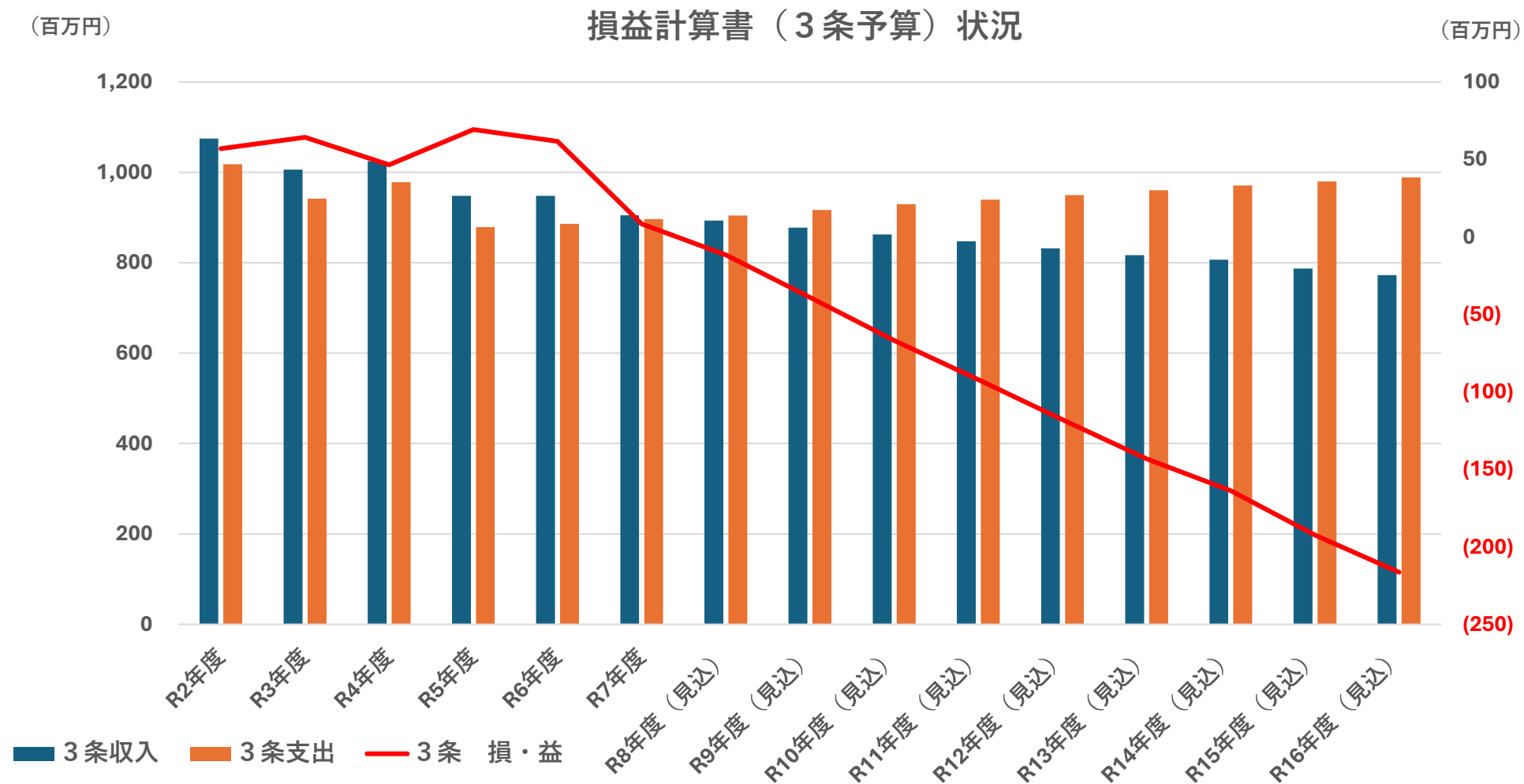
②の施設

動力費	17	配水用
修繕	19	メーター、施設等修理
路面復旧	4	配水管等の修理跡復旧
委託料	16	水質検査、メーター取替
材料費	3	配水管等修理用
人件費	47	

③の施設

印刷製本	2	水道料金納入通知書
通信運搬	2	上記通知書郵便料
委託料	15	検針委託料ほか
手数料	2	口座振込手数料ほか
負担金	10	水道事業に係る負担金
人件費	70	

水道事業の経営 ④

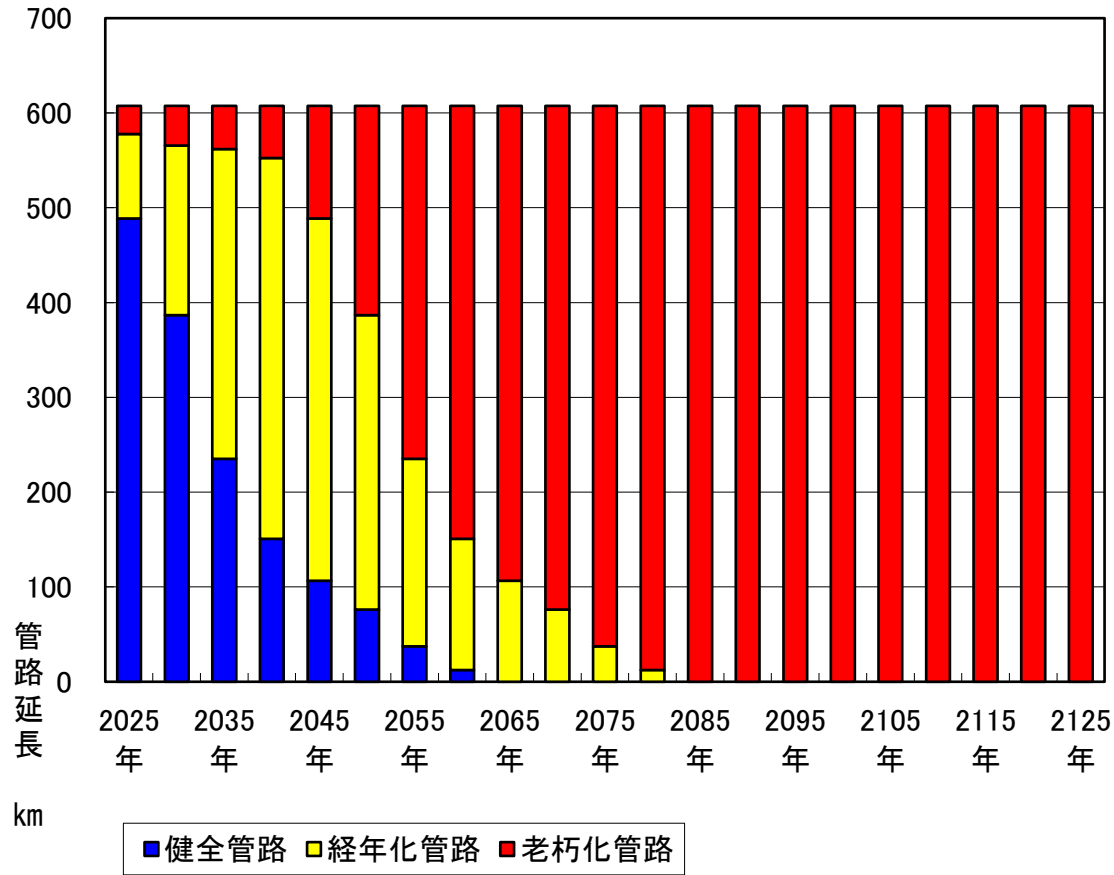


※ R7まで純利益だったが、R8以降は支出が収入を上回り純損失となる見込み

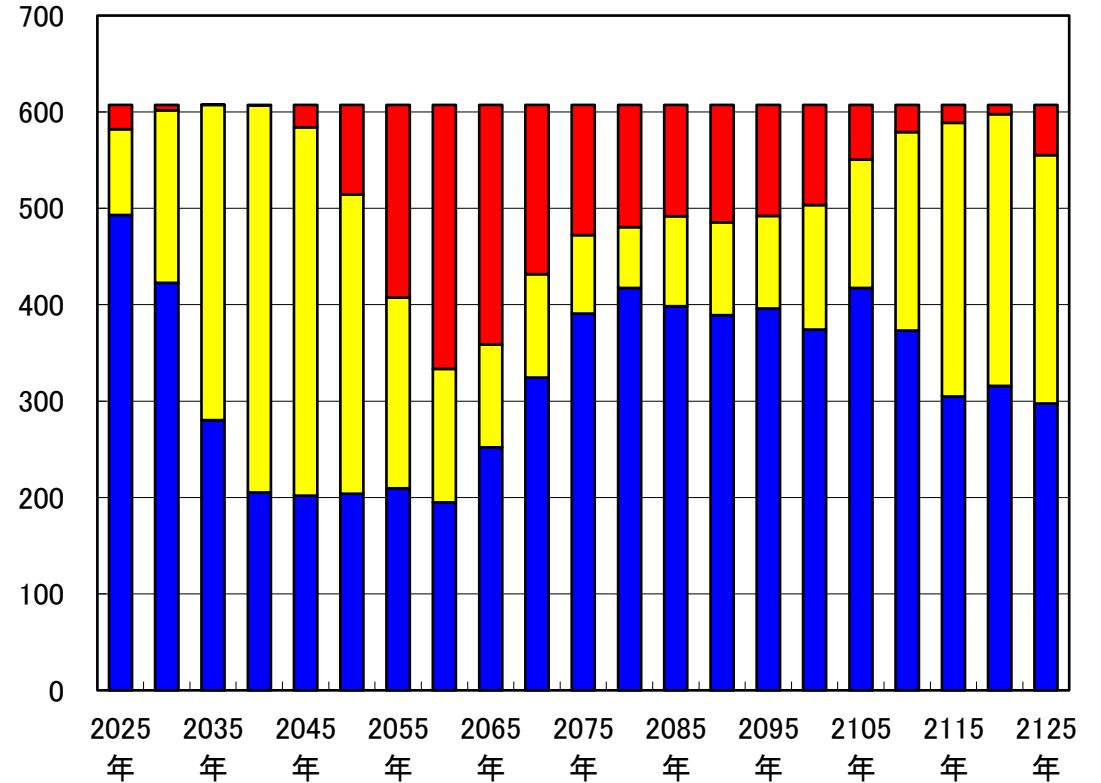
施設の状況（管路の経年化）

○R7末時点 管路の延長約606 k m 経年化の管路約161 k m（経年化率26.66%）

更新をしない場合



毎年4億円程度の更新をする場合



※経過年数 青：40年未満 黄：40年以上60年未満 赤：60年以上

水道事業は、受益者負担の原則に基づき地方公営企業として独立採算による健全経営を維持しなければなりません。これまでに「公営企業経営健全化計画」や「五島市水道事業ビジョン」などを策定し、水道事業を取り巻く諸課題に適切に対応しながら、給水の安定と事業経営の合理化を図り、安全で良質な水を安定して供給することを目指してきました。

しかし、人口減少による料金収入の減少や、老朽化した水道施設が大量に更新時期を迎えるなど、経営環境が厳しくなることが想定されます。

国は、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」（平成26年8月）や「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月）などを公表し、水道事業の事業環境の変化（水道施設の老朽化に伴う更新時期の到来、防災・減災対策の強化、人口減少に伴う料金収入の減少など）に対応するための「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化に取り組むことを求めています。

また、平成30年12月、水道法を改正しました。広域連携、官民連携及び適切な資産管理を推進することなどで、水道事業が直面する課題に対応し、水道事業の基盤の強化を図ることとしています。

五島市においては、平成29年3月、中長期的な経営の基本計画である「五島市水道事業経営戦略」を策定し、今後の水道事業の経営戦略を明確にすることで、引き続き、安定的な経営に取り組み、安全で良質な水を安定して供給することを目指しました。

①五島市公営企業経営健全化計画

五島市は、平成19年度、極めて厳しい財政状況を踏まえ、徹底した総人件費の削減等を内容とした「五島市財政健全化計画」を策定し、見直しを行いながら、その実現に向け取り組んでいます。

また、水道事業と簡易水道事業を経営していることから、「水道事業経営健全化計画」と「簡易水道事業経営健全化計画」の2つの「五島市公営企業経営健全化計画」を策定し、平成19年度から平成21年度までの3年間の公的資金の補償金免除繰上償還を行い、公債費の負担軽減、及び経営の健全化・合理化を図りました。

②五島市簡易水道事業統合計画

平成17年度の簡易水道に係る国庫補助制度の見直しを受け、平成20年12月「五島市簡易水道事業統合計画」を策定しました（平成23年10月：一部変更（実施事業の見直し））。

一市五町の合併時（平成16年8月）、2つの上水道、34の簡易水道及び4つの飲料水供給施設を経営していましたが、平成28年4月現在、2つの上水道、13の簡易水道及び1つの飲料水供給施設の経営に統合しています。さらに、平成29年度からは、1つの上水道、3つの簡易水道、及び1つの飲料水供給施設の経営とし、スケールメリットを生かした安定的な財政基盤の構築を図りました。

③五島市定員適正化計画、五島市水道事業の事務の効率化及び定員適正化計画

一市五町の合併時（平成16年8月）、水道関係 職員数は37名でしたが、「五島市定員適正化計画」に取り組み、令和6年4月現在、上水道事業、簡易水道事業の職員数の合計は28名となっています。これからも五島市の財政状況及び人口規模に応じた職員数の適正化に取り組むこととしています。

また、平成27年12月、職員数が減少する中であっても、職員の資質と能力の向上を図り、さらに事務処理の効率化を進めることで、水道事業の運営の安定的な維持と安全で良質な水を安定して供給することを目指した「五島市水道事業の事務の効率化及び定員適正化計画」を水道局（課）独自に策定し、取り組んでいます。

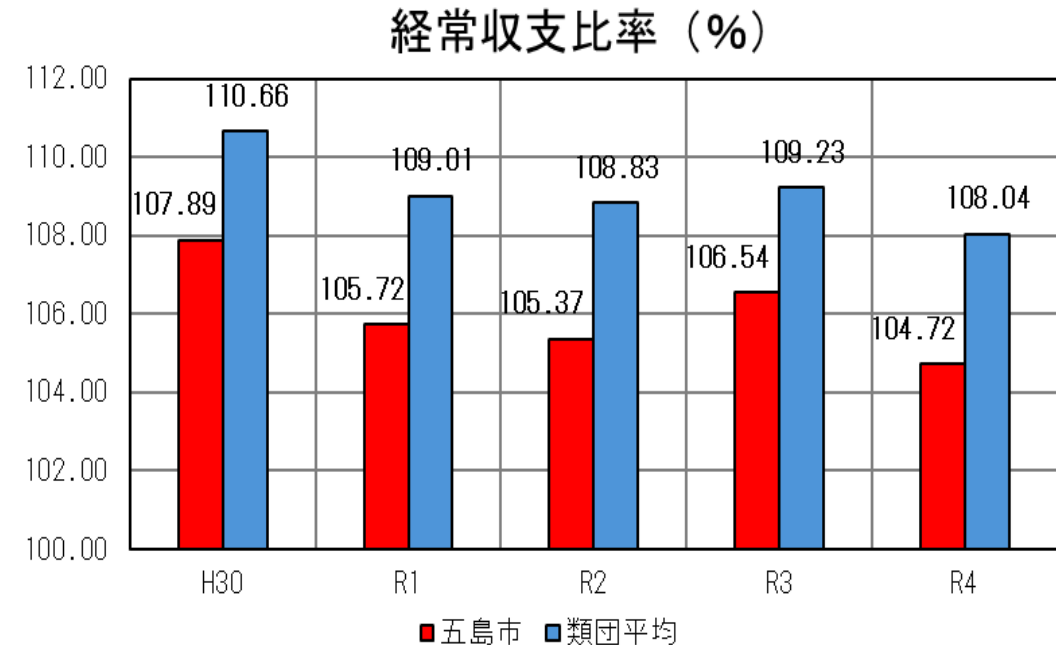
経営指標から分析する現状と課題

総務省で取りまとめられた「公営企業経営比較分析表」を活用し、経営指標ごとに現状と課題を分析しました。

経常収支比率

経常収支比率は、当該年度において、給水収益などの経常収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

100%以上を維持しているものの類似団体平均値を下回っています。引き続き経常的経費の削減により経営基盤の強化を図ります。



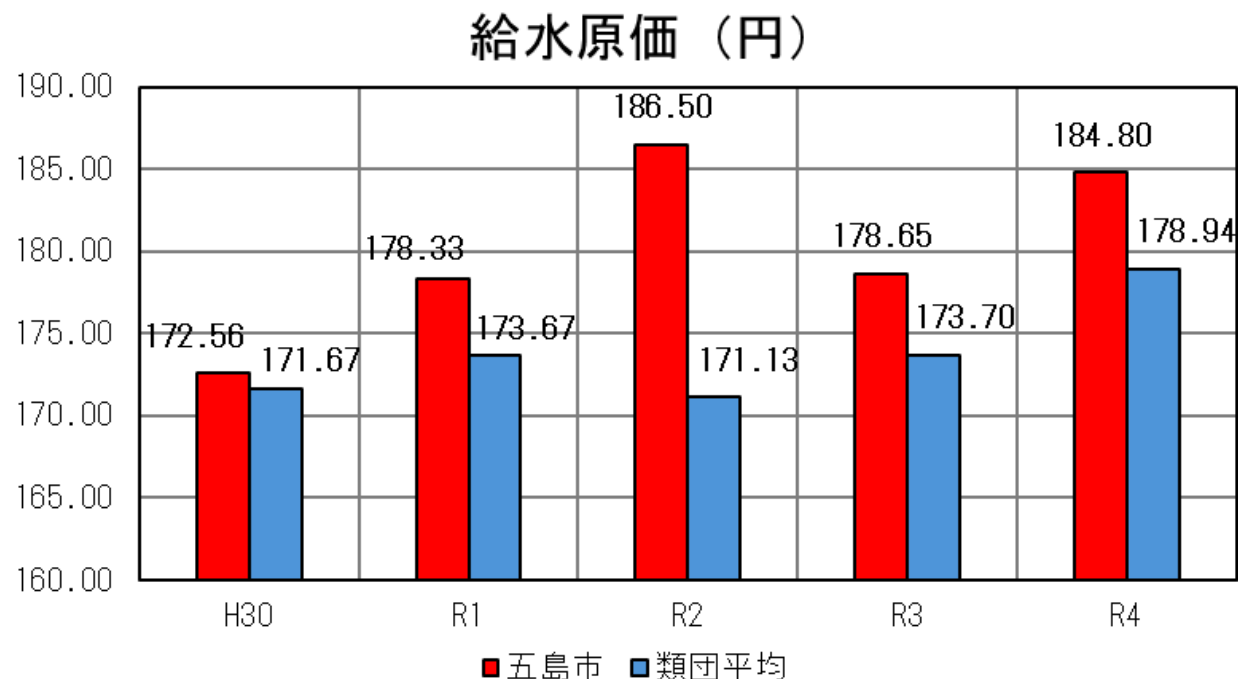
※類似団体平均：五島市と同様の団体の全国平均

給水人口3～5万人表流水（川など）を主に利用している団体

給水原価

給水原価は、有収水量 1m^3 あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。この指標については、明確な数値基準はないと考えられています。

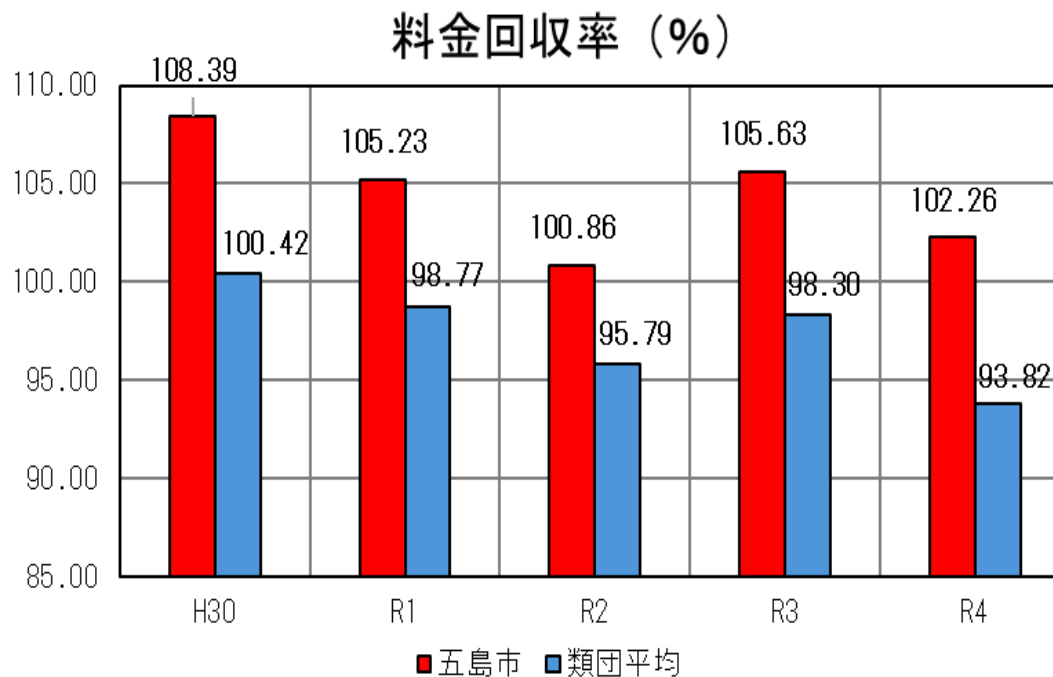
平成29年度以降の一部簡水統合と簡水法適化により引き継いだ資産の減価償却費や施設維持管理費が増加したため類似団体平均値を上回っています。経常収支比率と同様、引き続き経費削減を図ります



料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。

類似団体平均値を上回っていますが、一部簡水統合と簡水法適化により引き継いだ資産の減価償却費や施設維持管理費が増加し、給水原価が増加したため指標が減少しているため、引き続き経費削減を図ります。



目標（基本方針）と実現方策

1) 事業経営の健全化

平成19年度に料金改定を行いました。旧行政区域間で異なっていた料金体系を統一することを主眼においた改定であったため、コストなどに見合った適正な料金水準への改定ではありませんでした。

本計画期間中に検討する料金改定については、安易に料金への転嫁を行うのではなく、将来にわたり地方公営企業の目的である公共の福祉の増進を図るとともに、企業経営の安定化に向けた経営改革を実施します。

①組織・定員管理の適正化

五島市定員適正化計画に基づき、組織の簡素化、人員体制の見直し、業務の見直しなどを進めます。

②料金体系の検討と収入の確保

積極的な経営改善

人口の減少に歯止めが効かない状況のなかで、経営改善策として、未収金徴収の強化、経費削減などに取組み、民間委託や広域連携を進めます。

料金水準の適正化

アセットマネジメントや経営戦略の運用・見直しを行いながら健全な事業経営が維持できるように、適正な料金体系を導入します。

③支出の抑制

ア 経営の効率化・高水準化

現在、経営に関する情報管理システムとして、企業会計システム・料金調定システム・水道台帳システム、また、施設の運転管理システムとして一部に遠隔監視装置を導入しています。今後、必要なシステムを一元的・統合的な情報システムへ拡充していくことで、維持管理経費の軽減を図るとともに、事務業務の効率化・高水準化を進めます。

イ 経営意識の向上

地方公営企業としての経済性を発揮するため、予算執行の情報共有を密に行い職員の経営意識向上に努めます。

ウ 企業債利息負担の軽減

高金利企業債の繰上償還、低金利企業債への借換えなどにより利息負担の軽減に努めます。

エ 効果的な整備計画策定

水道施設の効果的な整備を行うため、アセットマネジメントや「玉之浦統合事業」等に基づき老朽化した施設の再構築（統廃合、ダウンサイジング）等を行い、採算性を重視した施設整備を進めます。

【投資・財政計画（収支計画）】

平成30年度決算において、上水道は健全経営を維持しているものの、簡易水道は一般会計からの繰入金や地方債の借入に依存し、かろうじて収支均衡を保っている状況です。平成29年4月の簡易水道の一部と上水道の統合後は、令和2年4月に簡易水道事業会計に地方公営企業法を適用（法適化）させましたが、これまで以上に繰入金依存の経営体質から脱却するための検討が必要です。

また、五島市水道事業は、平成29年4月の簡易水道の統合、令和2年4月の簡易水道事業会計の法適化を進め、スケールメリットを活かした経営を計画しているものの、その経営環境は、人口減少による料金収入の減少、水道施設の老朽化による大量更新時期の到来などにより非常に厳しい状況にあります。経営戦略を推進するとともに、水道料金体系のあり方を調査・研究し、経営体質改善の検討を進めなければなりません。

平成30年12月、水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、水道法が改正されました。県及び関係市町と協議しながら広域連携を検討するとともに、官民連携の情報収集に努め、その可能性を模索します。

<<現行水道料金表：料金改定年月日／平成19年4月1日>>

○ 口径別給水使用料

口径区分	基本料金（1月につき）		超過料金（1m ³ につき）	
	基本水量	料金	使用水量	料金
13mm及び 20mm	5m ³ 以下	750円	6m ³ 以上 10m ³ 以下	160円
			11m ³ 以上 20m ³ 以下	170円
			21m ³ 以上 50m ³ 以下	180円
			51m ³ 以上	190円
25mm及び 30mm	20m ³ 以下	3,600円	21m ³ 以上 50m ³ 以下	190円
			51m ³ 以上	200円
40mm以上	50m ³ 以下	10,000円	51m ³ 以上	210円

メータ使用料（1月につき）

- ・ 船舶給水使用料 使用水量1m³につき300円
- ・ 臨時給水使用料 使用水量1m³につき300円

口径区分	料 金
13mm	100円
20mm	150円
25mm	250円
30mm	300円
40mm	400円
50mm	750円
75mm以上	950円

長崎県内各市町の水道料金（単位：円【税込】）※1か月20m3使用

【資料】長崎県内各市町の水道料金（単位：円【税込】）※1か月20m3使用

市町	水道料金		料金回収率
	順位	料金（円）	
新上五島町	1	5,940	100.4%
佐世保市	2	4,932	101.7%
上段R8/中段R9/ 下段R10		5,134	
		5,348	
平戸市	3	4,820	101.5%
西海市	4	4,596	58.9%
小値賀町	5	4,575	-
長崎市	6	4,515	107.2%
壱岐市	7	4,240	79.4%
対馬市	8	4,230	95.5%
波佐見町	9	4,070	99.8%
大村市	10	3,905	113.4%
東彼杵町	11	3,900	59.1%
五島市	12	3,685	106.0%
時津町	12	3,685	94.6%
長与町	14	3,630	105.6%
諫早市	15	3,590	105.5%
川棚町	16	3,520	94.5%
佐々町	17	3,190	122.1%
南島原市	18	3,189	67.1%
雲仙市	19	3,150	91.4%
島原市	20	2,805	99.0%
松浦市	21	2,524	82.4%

※水道料金：水道統計令和6年度（社団法人日本水道協会）より（佐世保市除く）
 ※料金回収率＝供給単価÷給水原価×100
 デジタル庁HP 令和5年度版より

※佐世保市：令和8年から3年間段階的な値上げ

料金の見直しの必要性

○ 3 条収支

減価償却費や借入金の支払利息を除き増加傾向にある。物価高騰が進む中、現施設の維持管理に必要な費用を縮小するのは難しい。

○ 4 条収支

管路の老朽化が進む中、改良工事は毎年継続しないと漏水などで安定した水の供給に影響が出る可能性がある。



4 条予算による毎年の更新費用等の必要性
4 条費用を賄う 3 条収支による補填財源の確保

⇒ 適切な料金へ見直しの検討